

●一般的事項

I. 作成・記入について

- 本記載要領は拠点整備支援を希望する低炭素水素等供給等事業計画（以下「計画」という。）の記載要領であるため、価格差に着目した支援（計画本体・別表1、申請〆切：令和7年3月31日（月））、港湾法の特例（計画本体・別表3・4・5）及び道路の占用の特例（計画本体・別表6）の申請をあわせて1つの計画申請で行う場合は、「記載要領（価格差に着目した支援・港湾法の特例・道路の占用の特例）」も参照すること。
- 資源エネルギー庁HPに掲載されるMicrosoftワードファイルの様式を用いて作成すること。
- 日本語で記載すること。別添資料については英語の記載も可とするが、日本語で概要を付すこと。
- 箇条書き・表・図などを用いて、簡潔に概要を記載し、詳細の説明や根拠資料は別添とすること。
- 本文中に記載した金額等の定量情報に対し、根拠資料として複数の別添資料を添付する場合、当該金額等との対応関係を示すこと。
- 予め記載された様式内容（項目・構成）は変更しないこと。ただし、項目の趣旨に即した形で、事例に合わせ、欄の追加、行・列挿入によるフォーマットの変更は可能とする。
- 重複する内容は、申請書内で参照・引用することもできる。
- 本要領の記載例は、あくまでも本様式の趣旨を示すための例であり、記載例の内容に留まらず、認定の基準に適合していることを示す内容を記載すること。なお、本要領を通じ、特定のプロジェクトを想定して記載しているわけではない。
- 希望内容ごとに提出が必要となる様式は、「10 希望する措置等」の注に記載しているので確認すること。

II. 申請の提出方法について

- 申請は、申請者のうち1者がとりまとめて、資源エネルギー庁のHPに掲載される方法に基づき、電子申請により行うこと（申請書を分割し、複数の申請者から別々に提出することは不可とする。）。
- 申請書の作成に当たり、申請者ごとに申請書に記載された情報の共有範囲を設定することは可能とする（その場合、各申請者が把握・確認している申請書の箇所を別添等にて示すこと）。ただし、とりまとめて提出する申請者は、申請書全体の情報を把握していること。

※本記載要領は、2025年4月24日時点での状況に基づき作成したものであり、今後質問等を踏まえ加筆・修正を行うことがあります。

※2025年4月24日 次の箇所を修正・加筆しました。なお、今回の修正・加筆箇所は黄色ハイライトにて、その変更点を示しています。

別表2 1-(3)当該供給等施設の内容の解説（液化設備）、1-(10)港湾に整備する当該供給等施設の環境対策及び港湾管理者との調整状況（ガイドライン URL 追記）

様式第一（第2条第1項関係）

低炭素水素等供給等事業計画の認定申請書

令和〇年 〇月 〇日

経済産業大臣 名 殿

国土交通大臣 名 殿

●宛名

- 宛名は、経済産業大臣とすること（「名」には当該大臣の氏名を記載）。ただし、供給等施設を港湾（港湾法の規定による港湾）に整備する計画及び導管（ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業の用に供するものに限る。）を設置する計画にあつては、経済産業大臣に加えて、国土交通大臣も宛名に併記すること。

住 所 ○○○○○
名 称 A 株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

住 所 ○○○○○
名 称 B 株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

住 所 ○○○○○
名 称 C 株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

住 所 ○○○○○
名 称 D 株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

住 所 ○○○○○
名 称 E 株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので、申請します。

記

1 名称等

(1) 申請者の名称等

申請者の氏名又は名称	A 株式会社 (代表申請者)
代表者名 (申請者が法人又は法人でない団体の場合)	代表取締役 ○○ ○○
資本金の額又は出資の総額	XXXXXXXX 円
常時使用する従業員の数	XXXX 人
法人番号 (申請者が法人の場合)	XXXXXXXX
日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号	XXXXXXXXXX
担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等)	○○ ○○ (XXX-XXXX-XXXX)
計画における役割 (低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者)	低炭素水素等供給事業者

申請者の氏名又は名称	B 株式会社
代表者名 (申請者が法人又は法人でない団体の場合)	代表取締役 ○○ ○○
資本金の額又は出資の総額	XXXXXXXX 円
常時使用する従業員の数	XXXX 人
法人番号 (申請者が法人の場合)	XXXXXXXX
日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号	XXXXXXXXXX
担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等)	○○ ○○ (XXX-XXXX-XXXX)
計画における役割 (低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者)	低炭素水素等供給事業者

申請者の氏名又は名称	C 株式会社
代表者名 (申請者が法人又は法人でない団体の場合)	代表取締役 ○○ ○○
資本金の額又は出資の総額	XXXXXXXX 円
常時使用する従業員の数	XXXX 人
法人番号 (申請者が法人の場合)	XXXXXXXX
日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号	XXXXXXXXXX
担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等)	○○ ○○ (XXX-XXXX-XXXX)
計画における役割 (低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者)	低炭素水素等供給事業者

申請者の氏名又は名称 D 株式会社

代表者名（申請者が法人又は法人でない団体の場合） 代表取締役 ○○ ○○

資本金の額又は出資の総額 XXXXXXXX 円

常時使用する従業員の数 XXXX 人

法人番号（申請者が法人の場合） XXXXXXXX

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号 XXXXXXXXXX

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等） ○○ ○○ (XXX-XXXX-XXXX)

計画における役割（低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者） 低炭素水素等利用事業者

申請者の氏名又は名称 E 株式会社

代表者名（申請者が法人又は法人でない団体の場合） 代表取締役 ○○ ○○

資本金の額又は出資の総額 XXXXXXXX 円

常時使用する従業員の数 XXXX 人

法人番号（申請者が法人の場合） XXXXXXXX

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号 XXXXXXXXXX

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等） ○○ ○○ (XXX-XXXX-XXXX)

計画における役割（低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者） 低炭素水素等利用事業者

(2) 法第7条第3項に規定する者の名称等（当該者がいる場合に記載）

氏名又は名称 G 株式会社

代表者名（法人又は法人でない団体の場合） 代表取締役 ○○ ○○

資本金の額又は出資の総額 XXXXXXXX 円

常時使用する従業員の数 XXX 人

法人番号（法人の場合） XXXXXXXX

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号 XXXXXXXXXX

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等） ○○ ○○ (XXX-XXXX-XXXX)

(注) 申請者又は法第7条第3項に規定する者が2以上の場合にあつては、代表申請者を明確にした上で、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

(注) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）による助成金の交付（法第 10 条第 1 号イ関係（価格差に着目した支援）、法第 10 条第 1 号ロ関係（拠点整備支援））を希望する場合にあっては、低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者をそれぞれ一者以上記載すること。

● 「1 名称等」について

I. 申請者

- 申請者は、低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者でなければならない。
- 申請者については、宛名の下に、住所・名称・代表者の氏名を記載するとともに、1（1）に名称等を記載すること。
- 法第 10 条第 1 号に掲げる助成金（拠点整備支援）の交付を受けようとする場合、低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者が共同で申請すること。
- 代表申請者は、計画全体を取りまとめる立場にある者が担うことを想定しており、本計画に関する連絡に際し、優先的に使用する。

II. 低炭素水素等供給事業者

- 低炭素水素等供給事業者とは、国内で低炭素水素等を製造して供給する事業若しくは海外から低炭素水素等を輸入して供給する事業及びこれらに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う事業者をいう。
- 国内で製造する場合、低炭素水素等を製造する事業者が低炭素水素等供給事業者として、申請者となること。また、国内で製造を行う事業者が特別目的会社等（以下「SPC 等」という。）の場合、その主たる出資事業者も申請者となること。
- 海外から輸入する場合、低炭素水素等の輸入行為を行う事業者が低炭素水素等供給事業者として、申請者となること。また、輸入行為を行う事業者が SPC 等の場合、その主たる出資事業者も申請者となること。また、海外で低炭素水素等を製造する事業者（SPC 等を含む）も低炭素水素等供給事業者として申請者となることができる。
- 低炭素水素等を、国内で製造又は輸入せず、国内において貯蔵、輸送又は販売のみを行う事業者は、低炭素水素等供給事業者には該当しない。

III. 低炭素水素等利用事業者

- 低炭素水素等利用事業者とは、エネルギー又は原材料としての低炭素水素等の利用（水素ステーションの運営事業含む）及びこれに伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行う事業を行う事業者をいう。
- 低炭素水素等を直接利用せず、国内で貯蔵、輸送又は販売のみを行う事業者は、低炭素水素等利用事業者には該当しない。

IV. 法第 7 条第 3 項に規定する者

- 法 7 条第 3 項に規定する者は、低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者以外の者で、低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売（以下「貯蔵等」）のみを行う事業者をいう。計画に記載する場合、（2）に記載する。

※ 法第 7 条第 3 項に規定する者は申請者となることができないため、宛名の下に住所・名称・

代表者の氏名の記載は不要。

- 拠点整備支援において助成金の交付を受ける者は、計画に係る低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者、法第条第3項に規定する者のうち、原則として、供給等施設を整備し、所有する予定の事業者とする。なお、助成金の交付を受ける者は、本計画申請の代表申請者と同一の者である必要はないが、本記載欄(1)(2)のいずれかに記載された者とする。

2 低炭素水素等供給等事業計画の概要

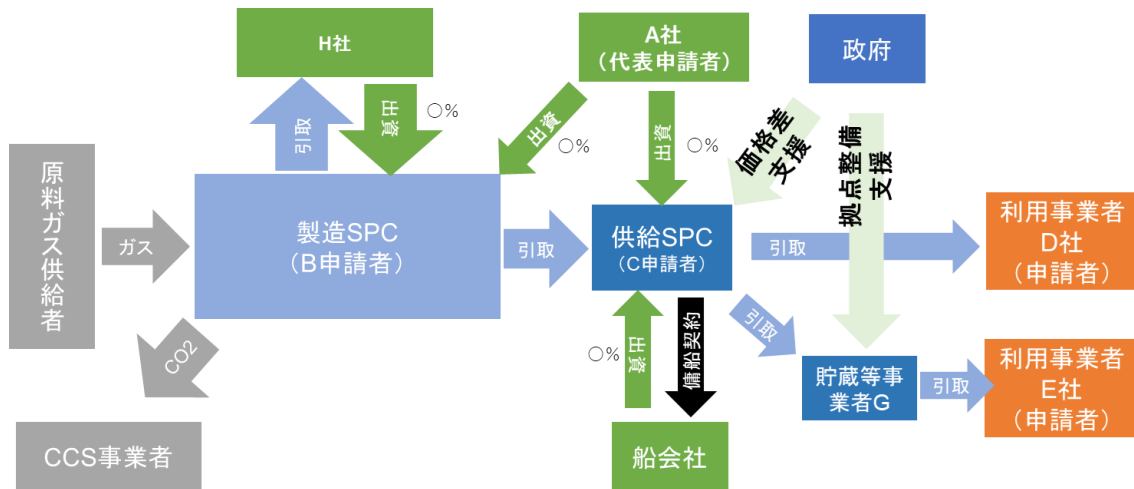
(1) 低炭素水素等供給等事業計画の概要

〈計画の概要〉

- ○○国で天然ガス改質水素により、アンモニアを製造・海上輸送し、国内の○○港に荷揚げし、アンモニア低温タンク(X万t×X基)に貯蔵し、内航船及びパイプラインにより周辺の石炭火力発電所及び化学工場等で利用する。

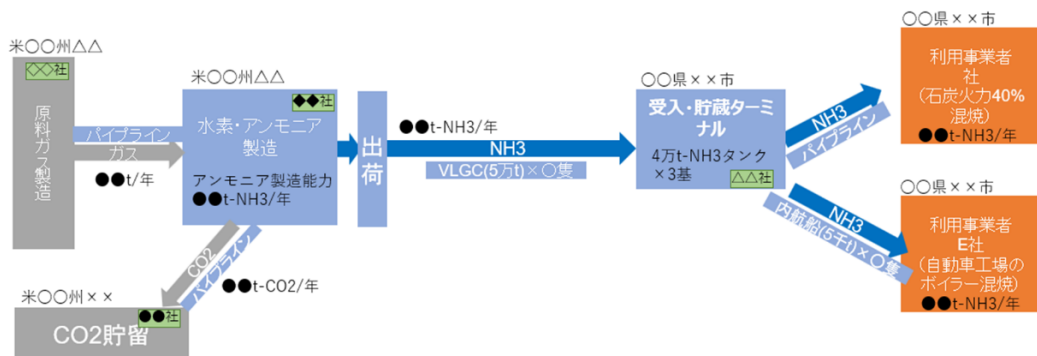
〈事業ストラクチャー〉

- 下図のとおり。
- 国内で受入・販売を行うSPC等であるC社の最大出資者A社が代表申請者。
- G社が拠点整備支援を希望する施設を整備かつ所有するため、拠点整備支援の交付先は、G社を想定。



〈マテリアルフロー〉

- 下図のとおり。



(注) 計画全体の概要及び事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

● 「2 (1) 低炭素水素等供給等事業計画の概要」について

- 「計画の概要」として、製造場所、製造方法、水素等の種類、利用場所を端的に記載する。
- 「事業ストラクチャー」として、図表等により、低炭素水素等の製造・輸送・貯蔵・利用における事業の実施者の役割 (SPC 等が含まれる場合、出資者及びその出資率も記載)、原料・CCS・海上輸送・水素等の売買等における主な契約関係を記載すること。また、代表申請者、他の申請者、助成金の交付先となる事業者がわかるよう記載すること。なお、運転開始までに新たに設立を予定する法人 (申請時点で未設立だが運転開始までに設立する SPC など) が含まれる場合には、当該法人を設立した後の事業ストラクチャーを記載し、申請者 (申請時点における申請者) との関係 (出資等) を明示すること。
- 「マテリアルフロー」として、図表等により、低炭素水素等の製造 (原料の調達先も含む)・輸送・貯蔵・利用を行う事業者名及び実施地点 (県・市区町村) を明記した上で、当該範囲における原料及び製造品等の流れと量 (任意の単位/年)、主要な設備 (低炭素水素等製造設備、貯蔵タンク、輸送機械) の規模を記載すること。また、利用事業者については利用量と利用用途を示すこと。なお、製造地点、製造及び輸送方法等が複数ある場合は個別に記載すること。

(2) 低炭素水素等の種類

水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input checked="" type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン	
① 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量	<p>XX kgCO₂e/kgNH₃</p> <p>【炭素集約度算定範囲】</p> <p>本事業の炭素集約度の算定範囲は、天然ガスの製造供給からキャリア変換であるアンモニア製造プロセスにかかる排出までとした。</p>
② ①の算定根拠 (数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載)	<p>➤算定式</p> $CI_{NH_3} \left[\frac{kgCO_2e}{kgNH_3} \right] = \frac{\text{天然ガス原料生産プロセスの二酸化炭素排出量 [kgCO}_2e\text{]} + \text{アンモニア製造プロセスの二酸化炭素排出量 [kgCO}_2e\text{]} - \text{二酸化炭素控除量 [kgCO}_2e\text{]}}{\text{製品アンモニアの製造量 [kg]}}$ <p>(1) アンモニア製造量</p> <p>年間 XX 万 t のアンモニアを定常的に製造するプラントにおける平均的な排出量の見込み値として算定。</p> <p>(2) 算定境界内における二酸化炭素総排出量</p> <p>【二酸化炭素総排出量】 = 【天然ガス原料製造プラントの二酸化炭素排出量】 + 【アンモニア製造プロセスの二酸化炭素排出量】</p> <p>(内訳) 天然ガス原料製造プラント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプレッサーからのベントや、その駆動機からの排出ガス [XX kgCO₂e/y]

- ・酸性ガス除去ユニットからの大気ベントガス[XX kgCO2e/y]
- ・上流ガスプラントのフレアスタックからの燃焼排出ガス[XX kgCO2e/y]
- ・〇〇〇

(内訳) アンモニア製造プラント

- ・酸性ガス除去ユニットからの大気ベントガス[XX kgCO2e/y]
- ・一次改質反応器からの排出ガス[XXkgCO2e/y]
- ・ボイラーからの排出ガス[XX_kgCO2e/y]
- ・発電用内燃機関からの排出ガス[XX_kgCO2e/y]
- ・〇〇〇

排出源と排出量の根拠は証憑〇〇に示す。

(3) 二酸化炭素控除量

二酸化炭素控除量は以下の考え方にに基づき算定した。

【二酸化炭素控除量】 = 【二酸化炭素回収量】 - 【二酸化炭素回収装置等における燃料・電力消費からの排出量】 - 【漏洩量】

今回は、〇〇工程で発生する二酸化炭素のうち X%以上を CCS にて回収することを想定し、それに伴う二酸化炭素排出量や漏洩量の詳細は別添〇に示す通り。

(3) 加算の対象外とする二酸化炭素排出量 (カットオフ)

カットオフ可否の基準については〇〇を参照し、二酸化炭素排出量の算定境界内の総排出量に対して〇%未満となる排出源をカットオフの対象とした。カットオフ対象のリストを別添〇に示す。また、カットオフした排出量の合計は、総排出量のうち、〇%である。

【カットオフ/総排出量】 = 【カットオフした二酸化炭素排出量】 ÷ 【二酸化炭素総排出量】

(5) 炭素集約度の算定における対象ガス

二酸化炭素以外の温室効果ガス (GHG) については、下記算定式に基づき、当該ガスの排出量に、IPCC 第 5 次評価報告書における地球温暖化係数 (100 年値) (GWP100) を乗じ、二酸化炭素の量に換算した値を算定した。

対象ガスの GHG 排出量[kgCO2e] = 対象 GHG ガス量 [kg] × GWP100

(内訳) 天然ガス製造プラント

二酸化炭素 (GWP100:xx)、メタン (GWP100:xx)、一酸化二窒素 (GWP100:xx)

(内訳) アンモニア製造プラント

二酸化炭素 (GWP100:xx)、メタン (GWP100:xx)、〇〇〇

(GWP100 の出典 : 〇〇〇)

(6) 電力排出係数

	<p>・天然ガス製造プラント使用電力排出係数：XX kg-CO₂/kWh（電力事業者 A）</p> <p>・アンモニア合成プラント使用電力排出係数：XX kg-CO₂/kWh（電力事業者 B）</p> <p>それぞれ、電力事業者 A、B の証憑である添付○と○に基づく。</p> <p>なお、実際に水素等の供給を開始した際、低炭素水素等の炭素集約度は○○といった機関に確認を求める予定。確認プロセスに関する詳細については別添○の通り。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 「合成燃料」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第69号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する液体をいう。以下同じ。

(注) 「合成メタン」とは、施行規則第 2 条第 3 号に規定するメタンをいう。以下同じ。

(注) ①は「水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（令和 6 年経済産業省告示第 174 号。以下「判断基準」という。）」において定める算定方法に従うこと。

(注) 2 以上の種類の低炭素水素等の供給又は利用を行う場合にあつては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

● 「2（2）低炭素水素等の種類」について

I. 水素等の種類

- ▶ 最終的に供給する水素等の種類を選択すること。（例えば、アンモニアを供給媒体として用い、水素として供給する場合には「水素」を選択する。）

II. 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量

- ▶ 二酸化炭素排出量の算定にかかる国際的な標準規格の例を以下に示す。算定において参照した規格を明示し、その合理性を説明すること。
例：ISO14040、ISO14044、ISO14060、ISO14064、ISO14067、ISO/TS19870、ISO6338-1 等
- ▶ 原料製造、原料輸送、製品製造、製品輸送、製品貯蔵、製品利用のうち、選択した水素等の種類に該当する範囲を設定して計算すること。

III. 算定根拠：水素等の製造等に伴い排出される二酸化炭素（GHG）の量

- ▶ 申請時点と供給開始以降で、参照するデータや算定方法が異なる場合は、その理由を説明すること。
- ▶ 一次データを用いて計算する場合は、データの取得方法と算定手法を示すこと。
- ▶ 二次データを用いる場合は、出典とそのデータを用いることの妥当性を示すこと。

- 二酸化炭素排出算定の対象となる GHG の種類を明らかにした上で、GHG 排出の根拠となる計算及び発生源の証拠と、それらの正当性を示す資料を示すこと。
- 電力及び電力に関係する証書等を外部調達する場合においては、関連する二酸化炭素の排出係数を明示すること。
- 二酸化炭素を回収・貯留・有効利用する場合において、二酸化炭素排出量を控除する場合は、その方法論を明示し、合理性を説明すること。

IV. 算定根拠：単位系

- 低炭素水素等の種類に応じ、以下のいずれかの単位を用いること。
 - ・水素：kgCO₂e/kgH₂（水素 1 kg の製造に伴って排出する二酸化炭素の量）
 - ・アンモニア：kgCO₂e/kgNH₃（アンモニア 1 kg の製造に伴って排出される二酸化炭素の量）
 - ・合成燃料：gCO₂e/MJ（1 MJ の合成燃料の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量）
 - ・合成メタン：gCO₂e/MJ（1 MJ の合成メタンの製造等に伴って排出される二酸化炭素の量）
- 単位に熱量が含まれる場合は、低位発熱量（LHV）基準で統一すること。
- 水素等が他の物質との混合物として製造等される場合は、当該混合物中に含まれる水素等の重量を用いること。

V. 算定根拠：カットオフ

- 二酸化炭素排出量の計算においてカットオフを実施した場合は、次の a、b、c の説明をすること。
 - a. カットオフの基準
 - b. カットオフの対象
 - c. 算定範囲内において、カットオフした二酸化炭素排出量は全体のうち何%であるか。

VI. 算定根拠：アロケーション

- 連産品（Co-product）が存在し二酸化炭素排出量の配分が必要な場合、配分方法を説明した上で、その正当性を示す資料を提示すること。

VII. 炭素集約度のモニタリング

- 低炭素水素等供給事業の事業実施期間（「5 低炭素水素等供給等事業計画の実施期間」で定める期間）における第三者機関等による炭素集約度の確認の計画を本文中、あるいは別添資料にて説明すること。

【参考】（1）供給開始後の低炭素水素等の量の算定及び報告方法

ア 単位算定期間は、各年度の計画において 30 分から 1 か月の間の任意の間で設定することができる。設定した単位算定期間ごとに炭素集約度の値（単位算定期間炭素集約度）を算出する。（例えば、水素等の製造等に伴い排出される二酸化炭素（GHG）量を 30 分ごとに算定し、炭素集約度を算定する場合は、「30 分」を単位算定期間とする。）

イ 拠点整備支援では、供給継続期間（助成対象施設を取得してから 10 年間）において、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日に低炭素水素等供給事業者が供給した低炭素水素等の炭素集約度を説明するデータを機構に報告すること。また、価格差に着目した支援において、既に取得した炭素集約度の報告データについては、重複して報告することを可とする。

【参考】(2) 供給開始後の第三者機関等による炭素集約度の確認方法

拠点整備支援において、第三者機関等による炭素集約度の確認は、供給継続期間（助成対象施設を取得してから10年間）において、毎年1月1日から12月31日に低炭素水素等供給事業者が供給した低炭素水素等の炭素集約度に対して実施すること。その確認結果を受領次第、遅滞なく報告すること。

3 低炭素水素等供給等事業計画の目標

低炭素アンモニアの輸入を行い、2030年から2055年まで継続することで、同年までの累計供給量XX万t（年間XX万t×25年）を目指す。

本計画の実施により、基本方針において掲げられている2030年のアンモニアの供給量目標年間300万tのうち、〇%の供給を担い、我が国の低炭素アンモニアの安定供給に貢献する。

また、累計利用量のうち、XX万tを化学、XX万tを発電分野で利用することで、こうした分野における脱炭素化に貢献する。

本計画の実施を通じて〇〇の技術の世界で初めて商用稼働させ、当該技術の海外展開を目指す。

(注) 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（令和6年経済産業省・国土交通省告示第5号）において定められている低炭素水素等の供給及び利用の促進の意義並びに基本的な方向及び目標を踏まえ、低炭素水素等供給等事業を通して達成しようとする、低炭素水素等の供給及び利用を促進するために必要な供給量・利用量、構成されるサプライチェーンの絵姿等の目標を記載すること。

● 「3 低炭素水素等供給等事業計画の目標」について

➤ 上記（注）に基づき、数行程度で簡潔に記載すること。

4 低炭素水素等供給等事業計画の内容

(1) 低炭素水素等供給事業の内容

(イ) 低炭素水素等供給事業の内容

水素等の種類：	<input type="checkbox"/> 水素 <input checked="" type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン
供給の方法 (供給媒体)	<input type="checkbox"/> 国内で製造（都道府県： ） <input checked="" type="checkbox"/> 輸入（国：〇〇国） (供給媒体：アンモニア)
供給量	XX万t／年（日本への供給量）
貯蔵又は輸送の方法	① 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇に貯蔵タンクを建設。 ②貯蔵タンクから〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇〇発電所への輸送はパイプラインによる輸送。
貯蔵又は輸送の量	① アンモニアタンク貯蔵量：X万t×X基 ② パイプライン輸送量：XX万t／年

水素等の種類：水素 アンモニア 合成燃料 合成メタン

供給の方法 (供給媒体)	<input type="checkbox"/> 国内で製造(都道府県：) <input checked="" type="checkbox"/> 輸入(国：○○国) (供給媒体：アンモニア)
供給量	XX万t/年(日本への供給量)
貯蔵又は輸送の方法	① ○○県○○市○○区○○に貯蔵タンクを建設。 ② 貯蔵タンクから○○県○○市○○区○○ ○○発電所への輸送はパイプラインによる輸送。
貯蔵又は輸送の量	① 水素タンク貯蔵量：XX t × X 基 ② パイプライン輸送量：XX 万 t / 年

(注) 2以上の種類の低炭素水素等の供給又はこれに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う場合にあつては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

(注) 「貯蔵又は輸送の方法」及び「貯蔵又は輸送の量」の欄は、低炭素水素等の供給に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあつては、記載する必要はない。

● 「4 (1) (イ) 低炭素水素等供給事業の内容」について

➤ 計画に低炭素水素等供給事業を含む場合に記載する。

I. 水素等の種類

➤ 「2 (2) 低炭素水素等の種類」に合わせること。

II. 供給の方法

➤ サプライチェーン全体を通じ、水素等を製造する場所に応じ選択すること。

➤ 「供給媒体」は、水素等を海上輸送する際における形態を記入すること(例：「液化水素」「アンモニア」「MCH」など)。国内で製造を行う場合は空欄とすること。

III. 供給量

➤ 日本への供給量を記入すること。なお、水素等が他の物質との混合物として供給される場合、当該混合物中に含まれる水素等の量とすること。また、供給量は利用事業者に到達する供給量とし、各利用事業者の利用量の和が供給量となるようにすること。

➤ 年度ごと供給量が異なる場合、低炭素水素等供給事業の事業実施期間(「5 低炭素水素等供給等事業計画の実施期間」で定める期間)中の各年度の供給量を記載すること。

IV. 貯蔵又は輸送の方法

➤ 低炭素水素等供給事業者が国内で行う貯蔵又は輸送がある場合に記載する。

V. 貯蔵又は輸送の量について

➤ 低炭素水素等供給事業者が国内で行う貯蔵又は輸送がある場合に記載する。

➤ 貯蔵設備及び輸送設備の規模がわかる値を記載する。

(ロ) 低炭素水素等供給事業の内容に関する説明

○年～○年まで○○国○○州にて、低炭素アンモニアの製造設備の建設を行う。並行して○年～○年まで付随する貯蔵タンク、パイプライン等設置に向け、○○に関する許認可を取得する。
○年～○年まで、試運転を行った後、○年から年間○万tの低炭素アンモニアの製造を開始。
○国にて天然ガスから○○を用いてアンモニアを製造し、○年～○年の期間、年間○万tを本邦に

輸入する見込み。ただし、〇年ごとの定期検査・改修に伴い、当該年度の供給量は年間〇万 t となる見込。

● 「4 (1) (ロ) 低炭素水素等供給事業の内容に関する説明」について

- 供給事業について「完工までのスケジュール」、「用いる技術」、「許認可・契約関係の調整状況」、「低炭素水素等の供給量」等に関する詳細な説明を記入すること。
- 低炭素水素等供給事業者が国内で行う貯蔵又は輸送がある場合、貯蔵又は輸送についても記載する。
- (別表2)により詳細な情報を過不足なく記載する場合にあっては、当該記載欄に「(別表2) 1のとおり」などと記載することも可とする。

(ハ) 水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

本事業の製造設備における〇〇の技術については、本邦企業である〇〇社の製品を採用する。〇〇社は当該技術に関し特許を多く取得しており、海外競合他社(〇〇社、〇〇社など)の製品と比較して、〇〇の点について競争力を持つ。また、同社は商業運転時に得たデータをフィードバックして、より低廉な技術の開発を目指す。加えて、当該技術を本事業の実施地である〇〇国で導入するのは初めてであり、当該事業の実績をもって、同国内の市場獲得を目指す。

(注) 低炭素水素等供給事業者が2以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに(1)(イ)～(ハ)を記載すること。

● 「4 (1) (ハ) 水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組」について

- 供給事業に採用した技術について、我が国の企業が有する技術的な優位性や、当該技術を本計画に採用することに伴って得られる効果を記入すること。
- 「低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業の双方において、我が国産業の国際競争力の強化に寄与すること。」及び「技術革新性又は競争優位性があること。」についての低炭素水素等供給事業の内容に係る説明は本記入欄に記載すること。

(2) 低炭素水素等利用事業の内容

(イ) 低炭素水素等利用事業の内容

水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input checked="" type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン	
低炭素水素等利用事業者	D 株式会社
貯蔵又は輸送の方法	① 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇に貯蔵タンクを建設。 ② 貯蔵タンクから〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇〇発電所への輸送はパイプラインによる輸送。
貯蔵又は輸送の量	① アンモニアタンク貯蔵量：X 万 t × X 基 ② パイプライン輸送量：XX 万 t / 年

利用方法	〇〇発電所における石炭火力発電設備へのアンモニアの混焼
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 原料
利用量	XX 万 t / 年

水素等の種類： <input checked="" type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン	
低炭素水素等利用事業者	E 株式会社
貯蔵又は輸送の方法	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇の貯蔵タンクから〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇〇工場への輸送はタンクローリー車〇台よる輸送。
貯蔵又は輸送の量	タンクローリー車での輸送量：XX 万 t / 年
利用方法	〇〇製造工場でのボイラー燃料
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 原料
利用量	XX 万 t / 年

水素等の種類： <input checked="" type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン	
低炭素水素等利用事業者	F 株式会社
貯蔵又は輸送の方法	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇：貯蔵タンク
貯蔵又は輸送の量	水素タンク貯蔵量：XX t × X 基
利用方法	〇〇水素ステーションにおける FC トラックへの燃料充填
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 原料
利用量	XX 万 t / 年

(注) 2以上の種類の低炭素水素等の利用又はこれに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う場合にあつては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

(注) 「貯蔵又は輸送の方法」及び「貯蔵又は輸送の量」の欄は、低炭素水素等の利用に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあつては、記載する必要はない。

● 「4 (2) (イ) 低炭素水素等利用事業の内容」について

- 計画に低炭素水素等利用事業を含む場合に記載する。
- 低炭素水素等利用事業者（申請者となる者に限らない）が複数いる場合は、欄を追加し、低炭素水素等利用事業者ごとに記載する。

- 「低炭素水素等の供給を行う地点から利用を行う地点までにおける低炭素水素等の輸送又は貯蔵のために必要な設備であって、複数の低炭素水素等利用事業者が共同して使用するものが低炭素水素等供給等事業計画に含まれていること」を計画認定の必須の要件の1つとしているため、複数の低炭素水素等利用事業者を記載すること。

I. 水素等の種類

- 「2 (2) 低炭素水素等の種類」の記載を踏まえ、当該利用事業者が利用する水素等の種類を選択すること。

II. 貯蔵又は輸送の方法

- 低炭素水素等利用事業者が国内で行う貯蔵又は輸送がある場合に記載すること。

III. 貯蔵又は輸送の量

- 低炭素水素等利用事業者が国内で行う貯蔵又は輸送がある場合にその最大量を記載すること。
- 貯蔵設備及び輸送設備の規模がわかる値を記載すること。

IV. 利用方法

- 「利用方法」は利用設備と利用の態様がわかるように記載すること。

V. 用途

- 既存燃料の代替であるか、原料としての利用になるのか、選択すること。

VI. 利用量

- 水素等が他の物質との混合物として利用事業者に供給される場合、当該混合物中に含まれる水素等の量とすること。
- 低炭素水素等利用事業の事業実施期間中の総利用量、各年度の利用量を利用事業者ごと記入すること。
- 年度毎、用途毎に利用量が異なる場合には、それがわかるように記載すること（例：2030年から35年：1万t/年、2036年から2044年：5千t/年）。

(ロ) 低炭素水素等利用事業の内容に関する説明

(省略)

● 「4 (2) (ロ) 低炭素水素等利用事業の内容に関する説明」について

- 利用事業者ごとに、利用事業について「完工までのスケジュール」、「用いる技術」、「許認可・契約関係の調整状況」、「低炭素水素等の利用量」等に関する詳細な説明を記入すること。利用事業者が複数いる場合は、欄を追加すること。
- 供給事業者と利用事業者の売買契約に関連する証憑類の写しを提出すること。
- 供給継続期間における年次ごとの計画に基づき、全量分の利用先・用途を示すこと。
- 記載例は、4 (1) (ロ) を参照すること。

(ハ) 水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

(省略)

(注) 低炭素水素等利用事業者が2以上の場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに(2)(イ)～(ハ)を記載すること。

- 「4(2)(ハ) 水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組」について
- 利用事業者ごとに、利用事業に採用した技術について、我が国企業が有する技術的な優位性や当該技術を本計画に採用することに伴って得られる効果を記入すること。利用事業者が複数いる場合は、欄を追加すること。
- 低炭素水素等利用事業を行うことにより増加する費用(CAPEX, OPEX)について、利用事業者が提供する商品・サービスへの価格転嫁の方針、価格転嫁以上の付加価値向上の方針があれば、記載すること。また、低炭素水素等利用事業者のみならず、自動車・住宅・化学製品など最終製品事業者の新市場の開拓を見据えた価格転嫁の戦略があれば記載すること。
- 記載例は、4(1)(ハ)を参照すること。
- 「低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業の双方において、我が国産業の国際競争力の強化に寄与すること。」及び「技術革新性又は競争優位性があること。」についての低炭素水素等利用事業の内容に係る説明は本記入欄に記載すること。

(3) 低炭素水素等の貯蔵等の内容

(イ) 低炭素水素等の貯蔵等の内容

水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input checked="" type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン	
低炭素水素等の貯蔵等を行う者	G株式会社
貯蔵等の方法	① ○○県○○市○○区○○に貯蔵タンクを建設。 ② 貯蔵タンクから○○県○○市○○区○○ ○○発電所への輸送はパイプラインによる輸送。 ③ 貯蔵タンクから○○県○○市○○区○○ ○○工場への輸送はタンクローリー車X台による輸送。
貯蔵等の量	① アンモニアタンク貯蔵量：X万t×X基 ② パイプライン輸送量：XX万t/年 ③ タンクローリー車での輸送量：XX万t/年

(注) 「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第7条第3項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等を行う。以下同じ。

(注) 2以上の種類の低炭素水素等の貯蔵等を行う場合にあつては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

● 「4（3）（イ）低炭素水素等の貯蔵等の内容」について

- 当該欄には、第7条3項に規定する者が行う貯蔵又は輸送の内容を記載すること。第7条3項が規定する者がいない計画においては、4（3）は空欄とすること。低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者が行う貯蔵等は、それぞれ4（1）、（2）に記載すること。
- 「貯蔵等の量」については、その最大量を記載し、貯蔵設備及び輸送設備の規模がわかる値を記載すること。

（ロ）低炭素水素等の貯蔵等の内容に関する説明

（省略）

● 「4（3）（ロ）低炭素水素等の貯蔵等の内容に関する説明」について

- 貯蔵等について「完工までのスケジュール」、「用いる技術」、「許認可・契約関係の調整状況」、「低炭素水素等の貯蔵量」等に関する詳細な説明を記入すること。
- 記載例は、4（1）（ロ）を参照すること。

（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

（省略）

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う者が2以上の場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに（3）（イ）～（ハ）を記載すること。

● 「4（3）（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組」について

- 貯蔵等事業に採用した技術について、我が国企業が有する技術的な優位性や当該技術を本計画へ採用することに伴って得られる効果を記入すること。
- 記載例は、4（1）（ハ）を参照すること。
- 「技術革新性又は競争優位性があること。」についての低炭素水素等の貯蔵等の内容に係る説明は本記入欄に記載すること。

5 低炭素水素等供給等事業計画の実施期間

	実施期間
低炭素水素等供給事業	〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日

低炭素水素等利用事業	(α社) ○○○○年○月○日～○○○○年○月○日 (β社) ○○○○年○月○日～○○○○年○月○日
低炭素水素等の貯蔵等	○○○○年○月○日～○○○○年○月○日

(注) 低炭素水素等の供給、利用又は貯蔵等の開始日から終了日までの期間を記載すること。

● 「5 低炭素水素等供給等事業計画の実施期間」について

- 計画に基づき実際に水素等の供給・利用・貯蔵等事業を実施する事業実施期間を記入すること。
- 「低炭素水素等供給事業」の事業実施期間が 2030 年度中までに開始され、かつ、助成金を使用して整備する供給等施設を取得した日から起算して 10 年間以上継続する計画とすること。

6 供給等施設の規模及び場所

(1) 低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所

(イ) 低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
水素製造プラント(水電解施設)	20XX年XX月～ 20XX年XX月	○○県○○市○ ○区○○	XXXm ²	XXXm ²	
荷役用ローディングアーム	20XX年XX月～ 20XX年XX月	○○県○○市○ ○区○○	XXXm ²	XXXm ²	甲社 ※
貯蔵タンク	20XX年XX月～ 20XX年XX月	○○県○○市○ ○区○○	XXXm ²	XXXm ²	乙社 ※
導管	20XX年XX月～ 20XX年XX月	○○県○○市○ ○区○○～○○ 県○○市○○区 ○○			丙社 ※

(注) 「施設の整備に要する期間」の欄には、工事開始日から納品・支払等の工事完了日までの期間を記載すること。

(注) 「場所」の欄には、供給等施設が整備される都道府県郡市区町村を記載すること。なお、導管にあっては、その起点及び終点の所在地を記載すること。

(注) 「敷地面積」の欄には、敷地面積(水域に整備する施設については、その水域面積)の見込みを記載することでも可とする。

(注) 「建築面積」の欄には、建築面積の見込みを記載することでも可とする。

(注) 「敷地面積」及び「建築面積」の欄は、導管にあっては、記載する必要はない。

● 「6（1）（イ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所」について

- ▶ 低炭素水素等供給事業者（申請者以外も含む）が低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所を記入すること。
- ▶ 供給等施設は、国内の施設に限定される。海外の施設は、当該欄へ記載しなくてもよい。
- ▶ 備考欄には、用地の取得状況及び拠点整備支援を希望する供給等施設に「※」を記載すること。低炭素等供給事業者が2以上の場合には、事業者名を記載すること。
- ▶ （別表2）により詳細な情報を過不足なく記載する場合にあっては、当該記載欄に「（別表2）のとおり」などと記載してもよい。

（ロ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

○国にて天然ガスから○○○によりアンモニア製造し、XX年～XX年の期間、年間XX万tを本邦に輸入する計画。当該アンモニアを受け入れるための荷役用ローディングアーム（X基）、貯蔵するための○○タンク（X万t×○基）を○港（○県○市）に新たに設置する。また、同○港から○○株式会社○事業所、○工場及び○○株式会社○事業所、○工場まで供給するためのパイプライン（口径XX×XXキロ）を敷設する。それらの規模及び場所はそれぞれ添付書類○及び○のとおりである。

【港湾計画との整合性について】

事業を行おうとしている○港○地区には、「○港港湾計画」の○章「港湾施設の規模及び配置」において「危険物取扱施設計画」が定められている。

荷役用ローディングアームを整備しようとする場所には危険物取扱施設計画として港湾計画に位置付けられた係留施設（岸壁、水深XXm）が整備済みであり、利用可能となっている。

また、アンモニアを供給するA社の敷地は同計画の○章「土地造成及び土地利用計画」においてその土地利用区分が工業用地として位置付けられている。

アンモニアの一部を車両にて周辺の発電所等へ輸送する計画であり、臨港道路○線を使用する計画である。

貯蔵タンクを整備しようとする場所は同計画の○章「土地造成及び土地利用計画」においてその土地利用区分が危険物取扱用地として位置付けられている。

【港湾脱炭素化推進計画との整合性について】

事業を行おうとしている○港においては港湾管理者により「○港港湾脱炭素化推進計画」が作成、公表されている。

同計画の目標としてXX年度にXXt/年のアンモニアを取扱うことを掲げているほか、港湾脱炭素化促進事業として「○地区におけるアンモニアの受入・供給PJ」が掲げられており、その実施内容としてA社がXX年度からXX年度にかけてXt/年のアンモニアを供給することが掲げられている。同計画の将来構想として○港から周辺地域へのアンモニア供給が掲げられており、港湾管理者により今後のアンモニア取扱拡大に向けた脱炭素化推進地区の指定が検討されている。

【法第7条第4項各号に掲げる事項】

供給等施設のうち荷役用ローディングアームの設置が港湾法第37条第1項の許可を要する行為に該当することから、法第11条第1項の規定の適用を希望する。

（注）法第7条第4項各号に掲げる事項は当欄に記載すること。

（注）港湾において供給等施設を整備しようとする場合にあっては、当該港湾の港湾計画及び港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の2第1項に規定する港湾脱炭素化推進計画との整合性の確保が図られたものであることを明示すること。

（注）低炭素水素等供給事業者が2以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成

する場合によっては、欄を追加して事業者ごとに（１）（イ）及び（ロ）を記載すること。

- 「6（１）（ロ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明」について
- 供給等施設は、国内の施設に限定される。海外の施設は、当該欄へ記載しなくてもよい。
- 低炭素水素等供給事業の用に供する施設の建設スケジュールの概要を示すこと。
- 新規に建設する施設のみならず、既設の転用・改造等も含めてサプライチェーン構築に必要な施設全体の説明を記載すること。
- 低炭素水素等供給開始時点において係留施設が利用可能となっていることを示すこと。
- （別表２）により詳細な情報を過不足なく記載する場合によっては、当該記載欄に「（別表２）のとおり」などと記載してもよい。

（２）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
〇〇発電所（アンモニアバーナー）	20XX年XX月～ 20XX年XX月	〇〇	XXXm ²	XXXm ²	甲社

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
〇〇発電所（水素バーナー）	20XX年XX月～ 20XX年XX月	〇〇	XXXm ²	XXXm ²	乙社

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
水素ステーション	20XX年XX月～ 20XX年XX月	〇〇	XXXm ²	XXXm ²	丙社

（注） 6（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

（注） 低炭素水素等利用事業者が２以上の場合には、欄を追加して事業者ごとに（２）（イ）及び（ロ）を記載すること。

- 「6（２）（イ）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所」について
- 低炭素水素等利用事業者（申請者以外も含む）が低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所を記入すること。
- 備考欄に用地の取得状況及び拠点整備支援を希望する供給等施設には「※」を記載すること。
- 低炭素水素等利用事業者が２以上であり、欄を追加した場合には、事業者名を備考欄に記載する

こと。

- (別表2)により詳細な情報を過不足なく記載する場合にあっては、当該記載欄に「(別表2)のとおり」などと記載してもよい。

(ロ) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

甲社 (省略)

(注) 6 (1) (ロ) の注釈に基づき記載すること。

(ロ) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

乙社 (省略)

(注) 6 (1) (ロ) の注釈に基づき記載すること。

(ロ) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

丙社 (省略)

(注) 6 (1) (ロ) の注釈に基づき記載すること。

- 「6 (2) (ロ) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明」について
 - 利用事業者ごとに低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模、場所、建設スケジュールの概要を示すこと。利用事業者が複数いる場合は、欄を追加して記載すること。
 - 新規に建設する施設のみならず、転用・改造等を行う施設についても記載すること。

(3) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所

(イ) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
荷役用ローディングアーム	20XX年XX月～ 20XX年XX月	〇〇県〇〇市〇 〇区〇〇港	XXXm ²	XXXm ²	甲社 ※
貯蔵タンク	20XX年XX月～ 20XX年XX月	〇〇県〇〇市〇 〇区〇〇	XXXm ²	XXXm ²	乙社 ※

パイプライン	20XX年XX月～ 20XX年XX月	〇〇県〇〇市〇 〇区〇〇	XXXm ²	XXXm ²	丙社 ※
--------	-----------------------	-----------------	-------------------	-------------------	---------

(注) 6 (1) (イ) の注釈に基づき記載すること。

- 「6 (3) (イ) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所」について
 - 貯蔵等事業者が低炭素水素等貯蔵等事業の用に供する施設の規模及び場所を記入すること。
 - 備考欄に用地の取得状況及び拠点整備支援を希望する供給等施設には「※」を記載すること。
 - 貯蔵等事業者が2以上であり、欄を追加した場合には、事業者名を備考欄に記載すること。
 - (別表2)により詳細な情報を過不足なく記載する場合にあっては、当該記載欄に「(別表2)のとおり」などと記載してもよい。

(ロ) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

(省略)

(注) 6 (1) (ロ) の注釈に基づき記載すること。

(注) 低炭素水素等の貯蔵等を行う者が2以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに(3)(イ)及び(ロ)を記載すること。

- 「6 (3) (ロ) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所に関する説明」について
 - 貯蔵等事業の用に供する施設の建設スケジュールの概要を示すこと。
 - 新規に建設する施設のみならず、転用・改造等を行う施設についても記載すること。

7 低炭素水素等供給等事業計画の実施体制

(1) 低炭素水素等供給事業の実施体制

○リスク管理体制

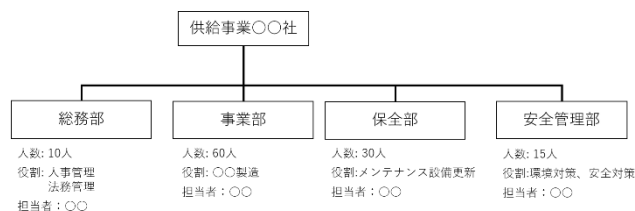
リスク評価：各部門が定期的にリスクを評価し、対策を講じる。

緊急対応計画：全社員が参加する緊急対応訓練を年〇回を実施。

内部監査：安全管理部が中心となり、定期的な内部監査を実施。

○事業実施報告体制 大臣への報告：総務部において事業実施状況報告書を作成し、主務大臣に提出。併せて、同一のものを機構に提出。

内部報告：各部門が月次報告を作成し、経営委員会に提出。



(注) 関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを利用して記載すること。また、事業に関する情報を適切に管理するための体制、リスク管理の体制及び主務大臣に対して事業の実施状況を適切に報告するための体制の整備状況について記載すること。

(注) 「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が2以上の場合には、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

● 「7 (1) 低炭素水素等供給事業の実施体制」について

➤ 注に基づき、リスク管理体制、事業実施の報告体制等を記載すること。

(2) 低炭素水素等利用事業の実施体制

(省略)

(注) 7 (1) の注釈に基づき記載すること。

(注) 「1 名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が2以上の場合には、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

(3) 低炭素水素等の貯蔵等の実施体制

(省略)

(注) 7 (1) の注釈に基づき記載すること。

(注) 「1 名称等」に記載した法第7条第3項に規定する者が2以上の場合には、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

(4) 特別目的会社 (SPC) の実施体制

S P C の名称	株式会社 A
S P C の設立状況	設立済み（設立国：日本）
出資者別の出資額・ 出資比率・株式の種 類・議決権比率	〇〇株式会社：XXX 億円・XX%・普通株式・XX% 〇〇株式会社：XXX 億円・XX%・普通株式・XX%
事業期間中の株式保 有（出資比率変更、売 却等）の方針	事業を共同で進める上は、共同出資者間での協議を通じて、株式の保有比率を明確に定める予定である。株式の譲渡や売却については、他の出資者の承諾を必要としている。
S P C の経営と業務 執行の体制	取締役会は設置していない。役員は以下のとおり。 代表取締役：〇〇氏 XXXX 年 X 月 株式会社〇〇入社 XXXX 年 X 月 株式会社〇〇人事部次長 XXXX 年 X 月 株式会社〇〇経理部次長 XXXX 年 X 月 株式会社〇〇執行役員経理部長 XXXX 年 X 月 当社 社長執行役員就任 取締役：〇〇氏 監査役：〇〇氏 会計参与：〇〇氏 会計監査人：〇〇氏

(注) 「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者、法第 7 条第 3 項に規定する者が S P C の場合、本欄についても記載すること。

(注) 「出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率」欄では、経営判断や事業判断を行う主体が誰（又はどの機関）にあるかを明示すること。

(注) 「S P C の経営と業務執行の体制」欄には、低炭素水素等供給等事業の実施にあたり、S P C 自身で経営上の決定を行う場合については主たる役員の専門分野、経歴等、個々の業務を外部に委託することによって業務を遂行する場合にはそれらの委託先の概要等について記載すること。

(注) 必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

● 「7 (4) 特別目的会社 (S P C) の実施体制」について

- S P C 等が設立していない場合には、設立に向けた協議状況について記載すること。また、記載例と同等レベルの想定される情報を記載すること。
- 「S P C の設立状況」欄には、設立状況と設立国（設立予定国）を記載すること。
- 低炭素水素等供給事業者が S P C 等の場合、株主間契約書の写し又はこれに準ずるものを提出すること。

8 判断基準への適合性に関する説明

A 株式会社は、本計画に記載するとおり、XX 年に低炭素アンモニアの供給を開始する予定であり、今後の事業展開について、低炭素水素等の供給に関する目標を定め、自社ホームページ (<https://～～～>) により公表を行っている。供給に際しては、安全性に配慮するとともに、新たに供給する低炭素アンモニアの炭素集約度や供給量を把握する等、設定した目標に基づき、低炭素アンモニアの供給の促進に向けて、計画的に取組を進めていく。

(注)「1 名称等」に記載した事業者に、低炭素水素等供給事業者がいる場合にあっては、判断基準を踏まえ、低炭素水素等の供給開始後、当該事業者が低炭素水素等の供給を促進するために取り組む措置を記載すること。

(注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が2以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

● 「8 判断基準への適合性に関する説明」について

▶ 判断基準への適合性については、主に、「低炭素水素等に関する技術水準や経済的な状況を踏まえつつ、実現可能な目標を事業者が設定し、供給する水素等の炭素集約度の算定、低炭素水素等の製造量の把握及び安全性の確保等に配慮した上で、水素等の供給を行うこと」が求められる。低炭素水素等供給事業者の取組について記載すること。

9 低炭素水素等供給等事業計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 低炭素水素等供給事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(イ) 必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用 \ 調達方法		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
低炭素水素等供給事業に必要な資金の合計額		XXXXXXX	XXXXXXX	XXXXXXX	XXXXXXX	
低炭素水素等供給事業に必要な資金の額	2025年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2026年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2027年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2028年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2029年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	

(注)「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他自己資金等」には自己資金、出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの

借入れ」及び「民間金融機関等からの借入れ」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(注) 「その他自己資金等」は、機構からの助成金を含む。

(注) 民間金融機関からの融資について信用保証協会等による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載すること。

(注) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

● 「9 (1) (イ) 必要な資金の額及びその調達方法」について

- 低炭素水素等供給事業者ごとに記載すること。低炭素水素等供給事業者が複数いる場合は、欄を追加して記載すること。(9 (1) (ロ) も同様)
- 計画の期間に渡り、必要に応じて枠を追加すること。
- 例えば、供給開始から10年目までの期間について、「2030～2040年度」等として、当該期間中に必要な資金の額及びその調達方法をまとめて記載することも可とする。
- 今後SPC等を設立するなど事業主体の変更が見込まれる場合においては、別途欄を追加して記載すること。
- 「5 低炭素水素等供給等事業計画の実施期間」が終了するまでの資金計画とすること。なお、別表2の1-(6)の項目に添付をするキャッシュフローモデルに同等の内容が記載される場合には、本項目の表への詳細な記載は不要となる。
- 拠点整備支援での助成を想定する金額については、注の通り、「その他自己資金等」の欄に含めて記載すること。その際も、それぞれ調達先の名称及び内訳を示すこと。なお、拠点整備支援(F E E D)の助成率は1/2(予定)。

(ロ) 資金の調達方法に関する説明

当該欄については、別表2 1-(4)に記載。

(注) 「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が2以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに(1)(イ)及び(ロ)を記載すること。

● 「9 (1) (ロ) 資金の調達方法に関する説明」について

- 低炭素水素等の供給の開始前に必要な資金(EPC費用等)や、事業実施期間中の各年度において必要な資金及びその調達方法について記載すること。
- EPC費用等に関してはコントラクター等からの見積書を添付の上、積算精度を明示すること。
- 融資や出資の額等が決まっていない場合には、協議状況について説明すること。
- 今後SPC等を設立するなど事業主体の変更が見込まれる場合においては、別途欄を追加して記載すること。

- 他の補助金・制度等の活用を計画する場合は、想定する支援対象範囲・当該制度の活用見込等を簡潔に記載すること。

(2) 低炭素水素等利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(イ) 必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用		調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
低炭素水素等利用事業に必要な資金の合計額			XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
低炭素水素等利用事業に必要な資金の額	2025年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2026年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2027年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2028年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2029年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	

(注) 9 (1) (イ) の注釈に基づき記載すること。

● 「9 (2) (イ) 必要な資金の額及びその調達方法」について

- 申請者となっている利用事業者ごとに記載すること（申請者ではない利用事業者については記載する必要はない）。利用事業者が複数いる場合、欄を追加して記載すること。（9 (2) (ロ) も同様）
- 計画の期間に渡り、必要に応じて枠を追加すること。
- 利用開始以降の期間について、例えば、「2030～2040年度」等として、当該期間中に必要な資金の額及びその調達方法をまとめて記載することも可とする。

(ロ) 資金の調達方法に関する説明

(省略)

(注) 「1 名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が2以上の場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに(2) (イ) 及び(ロ) を記載すること。

● 「9 (2) (ロ) 資金の調達方法に関する説明」について

- 低炭素水素等の利用の開始前に必要な資金（EPC費用等）や、利用期間中の各年度において必要な資金及びその調達方法について記載すること。

- EPC 費用等に関してはコントラクター等からの見積書を添付の上、積算精度を明示すること。融資や出資の額等が決まっていない場合には、協議状況について説明すること。
- 他の補助金・制度等の活用を計画する場合は、想定する支援対象範囲・当該制度の活用見込等を簡潔に記載すること。
- 記載例は、9（1）（ロ）を参照すること。

(3) 低炭素水素等の貯蔵等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(イ) 必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用		調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
低炭素水素等の貯蔵等に必要資金の合計額			XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
低炭素水素等の貯蔵等に必要資金の額	2025年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2026年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2027年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2028年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2029年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	

(注) 9（1）（イ）の注釈に基づき記載すること。

- 「9（3）（イ）必要な資金の額及びその調達方法」について
 - 法第7条3項に規定する者がいる場合に、法第7条3項に規定する者ごとに記載すること。
 - 計画の期間に渡り、必要に応じて枠を追加すること。
 - 貯蔵等開始以降の期間について、例えば、「2030～2040年度」等として、当該期間中に必要な資金の額及びその調達方法をまとめて記載することも可とする。

(ロ) 資金の調達方法に関する説明

(省略)

(注) 「1 名称等」に記載した法第7条第3項に規定する者が2以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（3）（イ）及び（ロ）を記載すること。

- 「9（3）（ロ）資金の調達方法に関する説明」について
 - 低炭素水素等の貯蔵等の開始前に必要な資金（EPC費用等）や、事業実施期間中の各年度におい

て必要な資金及びその調達方法について記載すること。

- EPC 費用等に関してはコントラクター等からの見積書を添付の上、積算精度を明示すること。
- 融資や出資の額等が決まっていない場合には、協議状況について説明すること。
- 他の補助金・制度等の活用を計画する場合は、想定する支援対象範囲・当該制度の活用見込等を簡潔に記載すること。
- 記載例は、9（1）（ロ）を参照すること。

10 希望する措置等

措置	希望する (④にあつては、 設置する)	希望しない (④にあつては、 設置しない)
① 機構による助成金の交付（法第10条第1号イ関係）		
② 機構による助成金の交付（法第10条第1号ロ関係）	○	
③ 港湾法の特例		
④ 導管の設置（道路の占用の特例）		

(注) 該当する欄に「○」を記載すること。

(注) 措置①を希望する場合にあつては、別表1についても記載すること。

(注) 措置②を希望する場合にあつては、別表2についても記載すること。

(注) 措置③のうち、法第11条第2項の規定の適用を希望する場合にあつては、以下についても記載すること。

- (1) 港湾法第38条の2第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる行為をしようとする場合にあつては、別表3。
- (2) 同項第3号に掲げる行為をしようとする場合にあつては、別表4。
- (3) 同条第4項の規定による変更をしようとする場合にあつては、別表5。

(注) 措置③を希望する場合にあつては、以下の書類についても提出すること。

- (1) 法第11条第1項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第3条の4第1項各号に掲げる書類（技術基準対象施設（港湾法第56条の2の2第1項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあつては、同令第3条の4第1項第4号に掲げる書類に限る。）（第2条第2項各号に掲げる書類を除く。）
- (2) 法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第1項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第5条第2項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあつては、同項第2号から第4号まで及び同条第3項各号。（3）において同じ。）に掲げる書類
- (3) 法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第4項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第5条第2項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの

(注) 措置④は、申請者の希望にかかわらず、導管を設置する場合に、審査の上で適用される。導管を設置する場合にあつては、別表6を記載すること。

(注) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の特例を希望する場合にあつては、認定を受けた後、

別途施行規則で定める手続を行うこと。

● 「10 希望する措置等」について

- 希望する措置等①～④は、1つの認定申請書で複数選択することができる。措置①、③、④をあわせて申請する場合は、「記載要領（価格差に着目した支援・港湾法の特例・道路の占用の特例）」も確認の上、作成すること。
- 措置②については、措置②の申請受付開始前の申請において、別の措置を希望する認定申請書を提出する際、「希望しない」を選択した場合であっても、措置②の申請受付期間中に、改めて措置②を「希望する」を選択した別の認定申請書を提出することができる。その際、既に申請済の措置については、空欄もしくは、「希望しない」を選択すること。
- 措置④は、申請者の希望にかかわらず、導管を設置する場合に、審査の上で適用される。導管を設置する場合にあっては、「記載要領（価格差に着目した支援・港湾法の特例・道路の占用の特例）」を確認の上、別表6を記載すること。なお、既に申請済の場合は、空欄もしくは、「希望しない」を選択すること。
- 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の特例を希望する場合にあっては、認定を受けた後、別途施行規則で定める手続を行うこととなっているため、認定申請書において、当該特例を希望する旨を記載する必要はない。
- 希望する措置等に応じて、上記（注）の記載のとおり、別表への記載及び添付書類を提出すること。なお、希望しない措置等の別表、添付書類は提出する必要はない。

添付書類

1-(1)	定款の写し又はこれに準ずるもの
1-(2)	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
2-(1)	直近の3事業年度の事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2-(2)	直近の3事業年度の貸借対照表又はこれに準ずるもの
2-(3)	直近の3事業年度の損益計算書又はこれに準ずるもの
3	低炭素水素等供給等事業計画に法第7条第3項に規定する事項を含める場合にあっては、同項に規定する者に係る次に掲げる書類 ① 定款の写し又はこれに準ずるもの ② 登記事項証明書（当該者が登記をしている場合） ③ 直近の3事業年度の事業報告の写し又はこれに準ずるもの ④ 直近の3事業年度の貸借対照表又はこれに準ずるもの ⑤ 直近の3事業年度の損益計算書又はこれに準ずるもの
4	次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める書類 ① 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第69号）第二条第二号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合 同令第三条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類 ② 同令第二条第三号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合 同令第三条第四項第二号の規定により読み替えられた同条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類
5	供給等施設を整備する場合にあっては、その規模を明らかにした図面
6	供給等施設を整備する場合にあっては、その場所を明示した国土地理院の発行に係る縮尺5万分の1以上の地形図
7	導管を設置する場合にあっては、その内径及び導管内の常用圧力（正常時における導管内の最高運転圧力をいう。）の選定根拠を記載した書類
8	港湾法施行規則第3条の4第1項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行わない場合にあっては、同項第4号）に掲げる書類（法第11条第1項の規定の適用を受けようとする場合）
9	港湾法施行規則第5条第2項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあっては、同項第2号から第4号まで及び同条第3項各号。1

	0において同じ。)に掲げる書類(法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第1項の規定による届出の特例の適用を受けようとする場合)
10	港湾法施行規則第5条第2項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの(法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第4項の規定による届出の特例の適用を受けようとする場合)

(備考)

1. 上記のほか、必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

● 「添付書類」について

- 添付書類1及び2は申請者となっている全ての事業者について書類を添付すること。
- 上記に限らず、各記載欄において、適宜必要に応じて、根拠資料・詳細資料等を別添とすることを明記したうえで、添付すること。なお、申請受付後、必要に応じて追加の資料を求める場合がある。

(別表 2)

機構による助成金の交付（法第 10 条第 1 号ロ関係）

1 機構による助成金の交付（法第 10 条第 1 号ロ関係）を希望する供給等施設に関する説明

(1) 当該供給等施設の整備のスケジュール

● スケジュールの概要は次のとおり

① FEED 期間	2025 年 4 月～2026 年 3 月
② FID	2026 年 3 月
③ EPC 期間	2026 年 4 月～2030 年 3 月
④ 商業運転開始	2030 年 7 月
⑤ 供給期間	2030 年 4 月～2040 年 3 月

● 詳細スケジュールは別添〇のとおり

	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2039
Mile Stone			②FID ▼				設備取得 ▼	④COD ▼
Pre-FEED	■	■						
① FEED		■	■					
③ EPC			■	■	■	■	■	
⑤ 供給期間							■	■

(注) 当該供給等施設の整備のスケジュールについて、図や表などを用いて記載すること。

(注) ① 基本設計（以下「FEED」という。）期間、② 最終投資決定（FID）、③ 設計・調達・工事（以下「EPC」という。）期間、④ 商業運転開始（COD）、⑤ 当該供給等施設を取得する日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間について、明記すること。

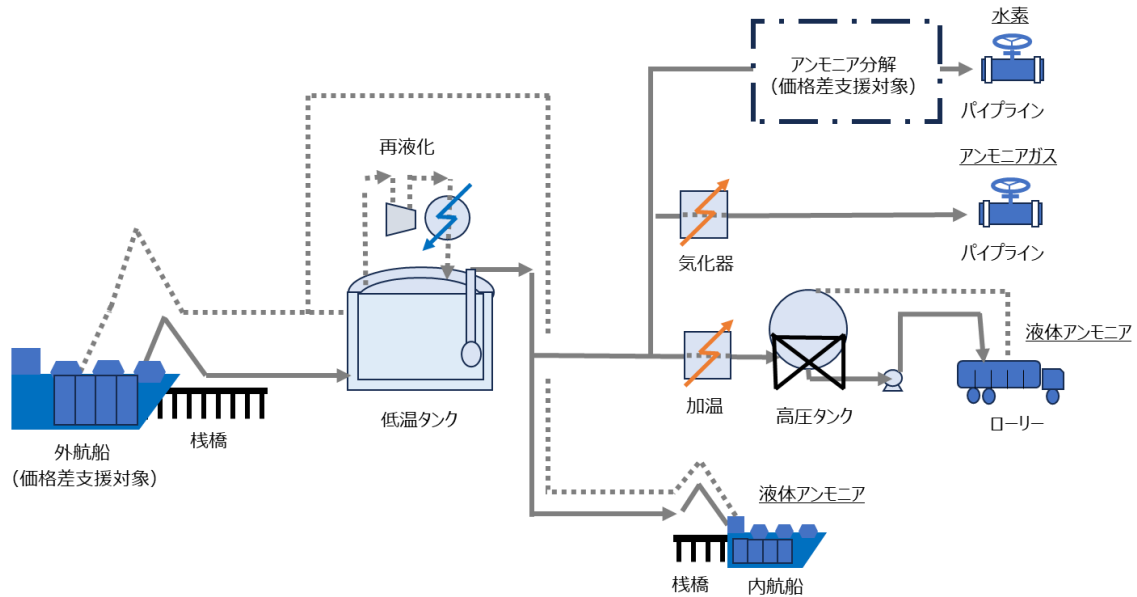
● 「別表 2 1-(1)当該供給等施設の整備のスケジュール」について

- ▶ スケジュールの概要（注の要素を入れること）を表等で簡潔に記載すること。〇年〇月まで記載すること。
- ▶ 拠点整備支援を希望する低炭素水素等の供給期間は、拠点整備支援を希望する供給等施設の取得予定日から 10 年以上とし、図中に当該期間を明示すること。なお、供給等施設毎に、スケジュールを記載すること。
- ▶ 詳細スケジュールを別添にて示すこと。詳細スケジュールの記載範囲については、拠点整備支援を希望する供給等施設についてもれなく記載すること。なお、詳細スケジュールのレベル（粒度）は必要最小限でよい（より詳細のレベルについて追加で提出を求める場合がある。）。

(2) 当該供給等施設の整備の方針

【供給等施設】

- ・（設備概要）〇〇社が、年間 XX t のアンモニアを受け入れるために必要となる、XX t の外航船が着岸可能な受入バース（水深 XX m、荷役用ローディングアーム X 基等）、貯蔵するための〇〇タンク（X 万 t × X 基）を〇〇港（〇〇県〇〇市）に新たに設置する。また、〇〇社が、同〇〇港から〇〇株式会社〇〇事業所、〇〇工場及び〇〇株式会社〇〇事業所、〇〇工場まで供給するためのパイプライン（口径 XX インチ × XX キロ）を敷設する。さらに、〇〇株式会社〇〇事業所及び〇〇株式会社〇〇事業所に海上輸送するための XX t の内航船及び出荷バース（水深 XX m、出荷用ローディングアーム X 基等）、〇〇株式会社〇〇事業所及び〇〇株式会社〇〇事業所に陸上輸送するための X トンローリー X 台、〇〇株式会社〇〇事業所及び〇〇株式会社〇〇事業所に水素供給するためのアンモニア分解装置（製造能力：水素 X トン/日）を敷設する。各設備のロケーションマップ及び全体及び個別配置図は別添〇のとおり。



- ・（設備詳細）全体概略フロー図、各設備の設計図は別添〇のとおり。
- ・（納入元）各設備の納入元メーカー、ベンダー及び施工業者一覧及び納入に向けた調整状況・スケジュールは別添〇のとおり。

【用地取得】

- ・当該供給等施設の事業用地については、〇〇社から購入済（別添〇）。

【オペレーター及び運転計画】

- ・プラントの操業は、拠点整備支援の助成金申請者〇〇社が行う。運転計画は別添〇のとおり。メンテナンス計画は別添〇のとおり。

● 「別表 2 1- (2) 当該供給等施設の整備の方針」について

- 拠点整備支援を希望する供給等施設の概要として、国内の輸送経路及び手段（輸送距離、輸送設備仕様及び流体条件等も明記のこと）、貯蔵施設の仕様（貯蔵タンク形式、容量等）についても記載すること。ロケーションマップ、全体配置図、全体概略フロー図、設備の各種図面 (Design Basis、Process Description、PFD (Process Flow Diagram)、MB/HB (Material Balance/Heat Balance)、Plot plan、機器リスト (Short Spec 付)、Utility Consumption List 等 (未作成の場合、当該資

料にあたる内容を含むスタディレポート))を基本とし、その他必要に応じて添付すること。また、全体概略フロー図にて、拠点整備支援を希望する設備とそれ以外の設備がわかるように記載し、別添にてバッテリーリミット(責任分界点)の位置を明示すること。

- ▶ 各設備の納入元メーカー、ベンダー及び施工業者一覧及び納入に向けた調整状況・スケジュールを記載すること。
- ▶ 必要な用地の取得状況を記載すること。
- ▶ オペレーター及び運転計画を記載すること。
- ▶ 連続操業を維持するためのメンテナンス計画を記載すること。
- ▶ 「低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等供給事業の確実性及び妥当性が高いこと。」(必須の要件)の説明は本記入欄に記載すること。

(3) 当該供給等施設の内容

(イ) 当該供給等施設のF E E Dの内容

(単位：百万円)

供給等施設の名称	F E E D 着手	F E E Dに 要する期間	金額
貯蔵タンク	2025年 4月	2025年4月～ 2026年3月	XXXXXX
パイプライン	2025年 4月	2025年4月～ 2026年3月	XXXXXX
当該供給等施設のF E E D合計金額			XXXXXXX

(注) 金額の算出根拠を提出すること。

(注) 2以上の低炭素水素等利用事業者が共同して使用する供給等施設について記載すること。

(ロ) 当該供給等施設のE P Cの内容

(単位：百万円)

供給等 施設の 名称	供給等 施設の 説明	数量・ 単価	金額						合計
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	
貯蔵タ ンク	別添○ のとおり	X基 XXXXXX 円	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
パイプ ライン	別添○ のとおり	口径XX インチ ×XXキ ロ XXXXXX 円	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX

当該供給等施設のEPC合計金額	XXXXXXXX
-----------------	----------

(注) 金額の算出根拠を提出すること。

(注) 2以上の低炭素水素等利用事業者が共同して使用する供給等施設について記載すること。

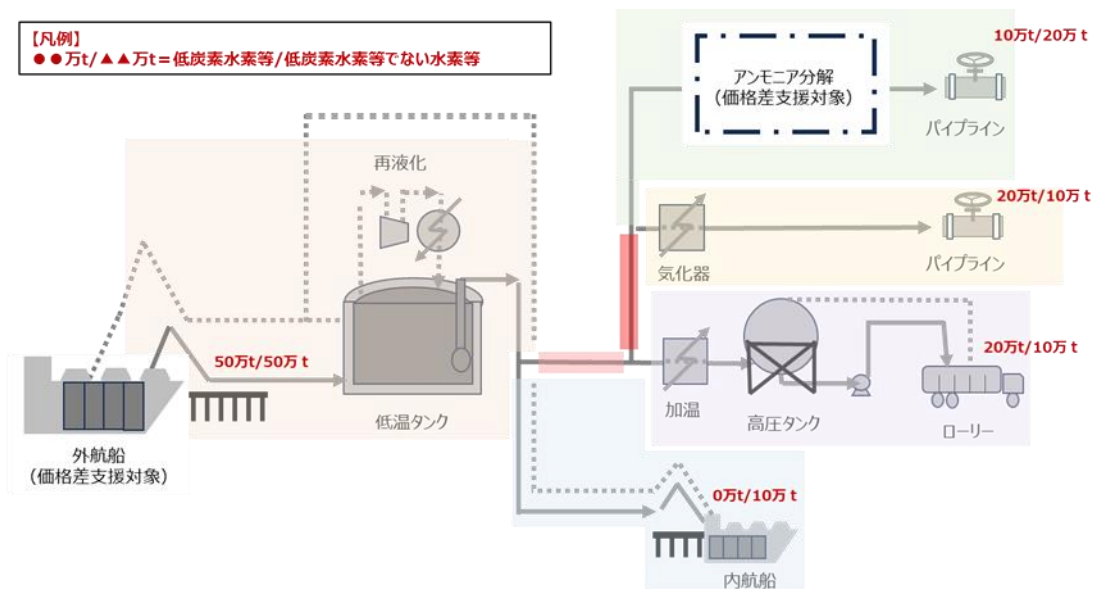
● 「別表 2 1- (3) 当該供給等施設の内容」について

- ▶ 「低炭素水素等の製造又は輸入供給を行う地点から利用を行う地点までにおける、計画の実施に必要な低炭素水素等の輸送又は貯蔵のために必要な設備であって、複数の低炭素水素等利用事業者が共同して使用するもの」について、「供給等施設」として記載すること。供給等施設の説明、数量・単価・各年度に必要な金額、合計金額を記載すること。
- ▶ 記入欄が不足する場合は、別添資料での説明も可能。その場合は、「別添〇のとおり」等、説明資料を明示すること。
- ▶ 供給等施設として記載すべき施設の例は以下の通り。供給等施設に該当し、拠点整備支援を希望する施設はもれなく記載すること。施設の新設・改修は問わない。
(供給等施設の例)
 - ・受入設備 (受入栈橋、ローディングアーム、リターンガスブロウなど)
 - ・出荷設備 (出荷栈橋、ローディングアーム、圧縮器、ローリー充填設備 (トラックスケール含む)、出荷用ヒーター、出荷用ポンプ、出荷用気化器など)
 - ・輸送設備 (内航船※、ローリー・トレーラー※、パイプライン (減圧/昇圧設備、バルブステーション含む) など)
 - ・貯蔵設備 (低温タンク、高圧タンク、ブリージングタンク、バッファタンクなど)
 - ・**液化設備** (BOG コンプレッサー、コンデンサー (凝縮器) など)
 - ・用役設備 (受配電設備、窒素ガス設備、計装用空気設備、冷却水設備など)
 - ・除害設備 (水吸収式除害設備など)
 - ・消防火設備 (工業用水タンク、水幕設備、散水設備、消火栓など)
 - ・保安設備 (非常用発電機、防液堤、フレア設備、ガス漏洩検知器、侵入警戒設備など)
 - ・脱水素設備 (価格差に着目した支援の支援対象と重複する場合を除く。)

※目的外利用の可能性が生じない利用状況 (運行管理等) が予定されている設備に限る。当該設備を記載する場合は、利用予定状況についての説明を添付すること。経済的かつ合理的な方法であるかの評価を行うが、距離の制限はない。
- ▶ 供給等施設の説明欄には、供給等施設毎に、当該施設を整備し、所有する予定であり、助成金の交付先となることを希望する事業者名 (様式第一「1 名称等」に明記された者) を付記すること。グリーンイノベーション基金、長期脱炭素電源オークション、価格差に着目した支援等、国 (特殊法人等を含む。) が助成する他の関連制度の利用を予定している場合は、利用予定についての説明も含めること。なお、国 (特殊法人等を含む。) が助成する他の関連制度に採択等され、支援対象経費や応札対象経費に重複がある場合には、他の制度による支援対象経費や応札対象経費の重複分を助成金額の積算から控除する必要があることに留意する。「経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。」の説明は本記入欄に記載する。

- ▶ (イ)の金額欄には、当該供給等施設の FEED に要する経費の総額を記載すること。助成率は考慮しない。なお、実際の拠点整備支援の支援金額は、本計画の認定の後に行う JOGMEC への交付申請手続を経て決定される。
- ▶ (ロ)の金額欄には、当該供給等施設の EPC に要する経費の総額を記載すること。助成率は考慮しない。EPC に要する経費として記載すべき経費の例は、以下の通り。当該経費に該当し、拠点整備支援を希望する経費はもれなく記載すること。なお、実際の拠点整備支援の支援金額は、本計画の認定の後に行う JOGMEC への交付申請手続を経て決定される。
- (EPC に要する経費の例)
- ・設計費
 - ・建物等取得費・設備費（投下固定資産額（地方税法第341条に規定する固定資産のうち当該事業の用に供するものの取得等価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）及びそれと併せて実施する附帯工事費等（土地造成、地盤改良、建屋工事、埠頭改修、船の受け入れのための浚渫工事、パイプライン用のトンネル工事など））
- ▶ また、以下の施設及び経費については、計画に記載をしても拠点整備支援の支援対象とはならない点に留意すること。
- (施設の例)
- ・低炭素水素等の製造装置及びその付帯設備（価格差に着目した支援の支援対象）
 - ・低炭素水素等の利用・転換設備（発電設備（共同火力や自家発電設備も含む）、熱供給設備、原料利用設備等）
 - ・不特定多数の利用者への供給設備（水素ステーション、バンカリング設備等）
 - ・低炭素水素等ではない水素等（法第2条第1項の定義にあたらぬ水素等）のための設備
 - ・2031年度以降に利用を開始する見込みの低炭素水素等利用事業のための設備
 - ・CO2 処理設備・輸送パイプライン
 - ・国外の設備
- (費用の例)
- ・操業運転及びメンテナンス等に要する費用（OPEX 費用）
 - ・土地やオフィス用建物の取得費
 - ・既存建物・設備機械装置の撤去費
 - ・既存設備機械装置の移設費
 - ・環境影響評価を含む調査費（ただし、強度計算等が発生し、対価に応じた成果物（設計図書等）が作成される場合など、設計費に該当する費用を除く）
 - ・供給等施設を整備し所有する予定の事業者の人的費用（FEED 等に直接従事する労務費を除く）
 - ・供給等施設を整備し所有する予定の事業者以外が発注したもの（他者が発注したものの所有権を供給等施設を整備し所有する予定の事業者に移転した場合も含む。）
 - ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
 - ・商品券等の金券
 - ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
 - ・ 自動車等車両（低炭素水素等の輸送設備に該当するものを除く）の購入費・修理費・車検費用
 - ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - ・ 振込手数料、公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
 - ・ 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
 - ・ 供給等施設を整備し所有する予定の事業者間の設備機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等（ただし、リース会社を様式第一の「1. 名称等」に含めて申請した場合に、リース会社が資産として購入した設備機械装置等の費用は除く。）
 - ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（コンピュータ、プリンタなど）の購入費
 - ・ 価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
 - ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ▶ 各金額等に関しては「別添〇のとおり」等、根拠資料（検討項目毎に人件費単価と工数等を記載したコントラクター等からの見積書、該当設備をマーキングした Plot plan、全体概略フロー図、PFD、P&ID (Piping and Instrument Diagram)、機器リスト、機器データシート、金額の妥当性を説明する資料など）を添付すること。その際、国際コストエンジニアリング推進協会（AACE）に基づく積算精度を明示すること。
- ▶ なお、拠点整備支援を希望する施設において、計画の用に供する施設とそれ以外の施設が区分し難い場合、その費用に係る按分の方法及び比率の説明資料を添付すること。その際、2030年度における設備毎の供給予定量を付記したフロー図をあわせて示すこと。
- <例：アンモニア輸入ケース>



(4) 当該供給等施設の整備に必要な資金の調達及び返済計画

低炭素水素等供給事業の実施において必要なプロジェクトコストは XXXX 億円（設備投資金額 XXXX 億円、運転資金 XXXX 億円）であり、貯蔵・輸送設備及び関連設備の建設費の支払いは契約時（XXXX 億円、yyyy/mm）、起工時（XXXX 億円、yyyy/mm）、完工時（XXXX 億円、yyyy/mm）に分割払いが予定されている。今般設立する SPC は、資金総額のうち XX% を低炭素水素等供給事業者より出資、残りの XX% を金融機関からの調達を予定している。SPC の出資金は、A 社より XXXX 億円（自己資金）、B 社より XXXX 億円（自己資金）、C 社より XXXX 億円（○銀行よりコーポレートローンで調達）より賄われる。契約時及び起工時の支払いは出資金で充当する予定。完工時の支払いは、金融機関からの調達を予定しており、FA の○銀行、アレンジャーの○銀行、○銀行、○銀行よりプロジェクトファイナンスを検討している。上記計画にて、各行より添付資料○の通りに意向表明書を受領済み。なお、詳細な借入条件（借入期間、金利、担保、保証、貸付実行条件、コベナンツ等）および返済計画については添付資料○参照。

（注）当該供給等施設の整備に必要な資金調達にかかる借入条件、返済計画等を記載すること。

● 「別表 2 1-(4)当該供給等施設の整備に必要な資金の調達及び返済計画」について

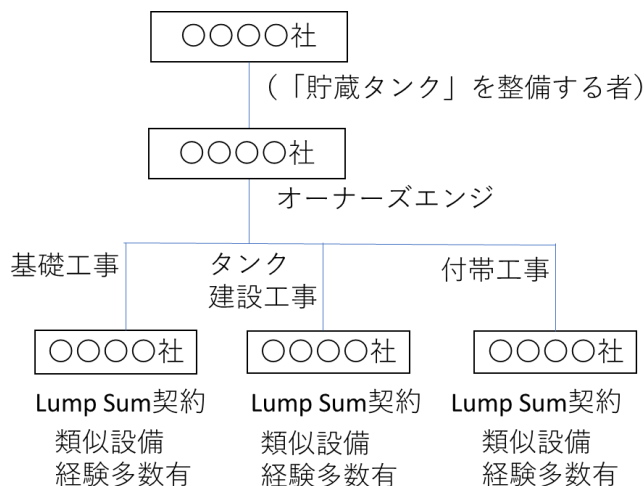
- 資金調達にかかる金融機関との証拠書類（契約書・LOI など）があれば添付すること。

（5）当該供給等施設の F E E D 及び E P C の実施体制

当該供給等施設の FEED 実施に関しては、XX 年 XX 月本支援採択条件付きの競争見積の結果、以下の体制で実施することを決定した。

EPC 実施に関しては、基礎工事には○○○○社、タンク建設工事には○○○○社、付帯工事には○○○○社を想定している。FEED 完了後に競争見積を行い、決定する予定。

（例：貯蔵タンクの FEED）



（注）図や表などを用いて記載すること。

● 「別表 2 1-(5)当該供給等施設の F E E D 及び E P C の実施体制」について

- 拠点整備支援を希望する供給等施設の建設に関与するコントラクター等を含めた実施体制や契約（支払いに関連することを含む）について記載すること。
- FEED・EPC 等に関係するコントラクターの類似業務の実績とオーナー企業のオペレーターとしての経験についても説明すること。

- 「拠点整備に関する明確なビジョンがあり、それに対するコミットメントを示し強力でそれを推進するリーダーシップを持つ事業者及びその事業者を中心とした適切な体制があること。」の説明は本記入欄に記載すること。

(6) 当該供給等施設を活用して行う低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売の事業収支

別添〇のキャッシュフローモデルのとおり。

(注) 低炭素水素等の貯蔵または輸送に係る事業収支を記載すること。

(注) 事業収支には資金収支も含める形式で作成すること。

(注) 事業収支に基づくキャッシュフローモデルを添付すること。

● 「別表 2 1 - (6) 当該供給等施設を活用して行う低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売の事業収支」について

- 資金計画の妥当性を確認するためキャッシュフローモデルの提出を求めるもの。キャッシュフローモデルは、任意の様式で作成し、別添で提出すること。
- 助成対象期間および供給継続期間（助成対象施設を取得してから 10 年間）を含めたキャッシュフローモデルを作成すること。
- 提出を求めるキャッシュフローモデルは次のとおり。
 - 助成金の受け手となる事業者のキャッシュフローモデル
 - 低炭素水素等の輸送・受入など拠点整備支援を希望する事業者ごとに複数のキャッシュフローモデルを作成している場合、それぞれのキャッシュフローモデル及び統合された拠点全体の単一のキャッシュフローモデル

※キャッシュフローモデルの構造及び前提条件等に関する解説を頭紙に示すこと。

※複数のキャッシュフローモデルを提出する場合、その構成を頭紙に示すこと。

※キャッシュフローの前提条件・数値は、その根拠・妥当性について詳細を説明すること。

※キャッシュフローに影響する税金等については一覧化して明示しその詳細を説明すること。

(7) 安全に関する法令に係る許認可等その他の当該供給等施設の整備及び事業実施に必要な許認可等
を取得する見込み

(国内)

- ① ○○社が行う○○事業について、高圧低炭素水素ガスの製造に係る設備については、水素等供給等促進法に基づく国からの製造の承認（同法第 12 条第 1 項）又は高圧ガス保安法に基づく県からの製造の許可（同法第 5 条第 1 項）が必要
- ② ○○社が行うパイプライン輸送及び需要者への供給について、ガス事業法に基づくガス小売事業の登録（同法第 3 条）が必要

【取得の見込み】

○○社は○○法の許可（上記のような保安法令等に基づく許可）を受けて○○についての事業を、○

〇社は〇〇についての事業をそれぞれ実施し、これら法令を遵守し、重大事故を起こしていない実績を有しており、また、それぞれにおいて安全確保に係る体制・規程類を整備する能力・経験を有していることから、申請に係る事業を実施することができるものと考えている。申請に係る事業に要する資金は、自己資金、〇〇により調達する計画である。

上記の安全等に関する法令を遵守するため、各社において保安活動に関する活動規程を定め、その中で経営者のコミットメント、保安管理担当役員の選任、保安対策本部及び保安管理部門の設置、保安に関する資源の配分、保安業務の改善その他の保安に関する法令遵守及びリスク評価及び管理のための組織・体制を規定し、これに基づき業務を実施する。また、〇〇社、〇〇社における安全に関する役割及び責任分担についての取決めを締結する。(詳細は7(1)実施体制及び別紙〇)

●「別表 2 1-(7)安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み」について

- 事業実施に必要な許認可等を列挙し、取得事業者名、現在のステータス（取得済み、申請中、事前相談中、事前相談前など）及び取得に向けスケジュールを簡潔に示すこと。許認可等の数に応じて、適宜、表にして別添で示すこと。
- 記載例を参考に必要な手続きや法人の実施能力、リスク評価体制等も記載すること。
- 「安全に関する法令に係る許認可等を取得する見込みがあること」(必須の要件)の説明は本記入欄に記載すること。

(8) 当該供給等施設を整備する地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

(省略)

●「別表 2 1-(8)当該供給等施設を整備する地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し」について

- 申請時点における拠点整備支援を希望する施設を整備する地域の住民・地方公共団体として想定している者について、具体的に記載すること。
- 当該地域の住民・地方公共団体に対する、当該事業の実施についての周知状況（積極的周知、消極的周知を問わず、当該事業の実施が認識されている状態か）を記載すること。
- 当該地域の住民・地方公共団体から、当該事業の実施について受容されているか（反発を受けているかどうか）を記載すること。
- 当該地域の住民・地方公共団体の理解促進に関する施策を行っている又は今後行っていく場合、その内容について簡潔に記載すること。
- 「低炭素水素等の供給、輸送、貯蔵又は利用に関する事業者等との間で低炭素水素等供給等事業計画の実施に当たっての合意形成の見通しがあること（地方公共団体等との連携及び地域住民からの理解を含む。）」(必須の要件)の説明は本記入欄に記載すること。

(9) 当該供給等施設を整備する地域における地方公共団体との連携・協力体制

(省略)

- 「別表 2 1-(9)当該供給等施設を整備する地域における地方公共団体との連携・協力体制」について
 - ▶ 拠点整備支援を希望する施設を整備する地域において、当該事業の実施に向け、地方公共団体や地域の企業と構成する官民協議会等に基づき、連携・協力する取組を行っている場合、その取組内容を記載すること。また、その取組内容や当該協議会等で策定した地域構想等について、公表している場合はその旨も記載すること。
 - ▶ 「低炭素水素等供給等事業を行い、又は行おうとしている地域において、その地域に立地する事業者、地方公共団体等により、将来の低炭素水素等の広域的な供給及び利用が構想され、当該構想を踏まえ低炭素水素等供給等事業計画が作成されていること。」の説明は本記入欄に記載すること。

(10) 港湾に整備する当該供給等施設の環境対策及び港湾管理者との調整状況

本事業において利用する予定である係留施設は、〇〇港港湾計画において危険物取扱施設計画に位置付けられており、港湾計画に適合していることについて港湾管理者に確認、調整済である。さらに、〇〇港港湾脱炭素化推進計画の港湾脱炭素化促進事業として「〇〇地区におけるアンモニアの受入・供給PJ」が掲げられているなど、本事業が推進計画に適合していることを港湾管理者に確認、調整済である。また、供給等施設であるアンモニアタンクを設置するA社の敷地は、気候変動に伴う2XXX年の潮位上昇等を見据えた護岸の嵩上げや胸壁の設置等の対策が計画されている。

(注) 港湾に当該供給等施設を整備する場合に記載すること。

- 「別表 2 1-(10)港湾に整備する当該供給等施設の環境対策及び港湾管理者との調整状況」について
 - ▶ 「低炭素水素等供給等事業計画の実施に当たって利用する港湾の港湾管理者と十分な調整を行っていること及び気候変動に伴う潮位上昇等への対策が計画されていること。」の説明を記載すること。なお、港湾管理者との調整等にあたっては、「**港湾における水素・アンモニアの受入環境整備に係るガイドライン中間とりまとめ（国土交通省港湾局産業港湾課・令和7年3月公表（https://www.mlit.go.jp/report/press/port05_hh_000370.html）**」も参考とすることができる。
 - ▶ 供給等施設は、国内の施設に限定される。海外の施設は、当該欄へ記載しなくてもよい。

(11) その他特記事項

(省略)

(注) 当該供給等施設を整備する事業者が2以上の場合にあつては、欄を追加して当該事業者ごとに(1)～(11)を記載すること。

2 低炭素水素等供給事業に関する説明

(1) 低炭素水素等供給事業における想定リスクとその対策

(想定リスク) ○○市のパイプライン工事にあたり、測量の結果により○○工事期間の延長が必要となる可能性がある。
→ (対策) 測量の時期を早められるよう、事業者と協議を行っているところ。

● 「別表2-2-(1) 低炭素水素等供給事業における想定リスクとその対策」について

➤ 想定する重要なリスクとその対策を簡潔に記載すること。詳細資料等は別添で示すこと。

(2) 低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

(省略)

● 「別表2-2-(2)低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）」について

➤ 当該事業を構成する主要な技術の技術成熟度（TRL）について、根拠となる事実を含め、記載すること。欄内は簡潔に記載し、必要に応じ補足資料を添付すること。TRLは原則としてIEAを参照すること。

(参考：<https://www.iea.org/reports/innovation-gaps>)

➤ 計画申請時点でTRLが低いと考えられる場合は、事業の開始までにTRLが向上する取組、タイムラインを記載すること。

➤ 「低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業の双方において、我が国産業の国際競争力の強化に寄与すること。」及び「技術革新性又は競争優位性があること。」の低炭素水素等供給事業に係る説明は本記入欄に記載すること。

(3) 関連する類似業務等の実績

(省略)

● 「別表2-2-(3)関連する類似業務等の実績」について

➤ 類似業務の知見やノウハウを本事業にどのように活用するかを説明すること。記入欄が不足する

場合は、別添資料での説明も可能。その場合は、「別添〇のとおり」等、説明資料を明示すること。

(4) その他特記事項

(省略)

(注) 低炭素水素等供給事業者が2以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して当該事業者ごとに(1)～(4)を記載すること。

3 低炭素水素等利用事業に関する説明

(1) 低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明

【甲社】〇〇石炭火力発電所の石炭の代替用途として、年間XXtのアンモニア消費を予定しており、二酸化炭素の排出削減量は、既存燃料ベースと比較して年間XXtを見込む。算定手法とその根拠は別添〇に示す。

- 「別表2-3-(1)低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明」について
 - 利用事業者の低炭素水素等の利用量・利用用途ごとに、期待される二酸化炭素の排出削減量を記載すること。また、その算定手法と算出根拠を説明すること。

(2) 低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策

(省略)

- 「別表2-3-(2)低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策」について
 - 別表2-2-(1)の解説を参照すること。

(3) 低炭素水素等利用事業に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術・利用技術）

(省略)

- 「別表2-3-(3)低炭素水素等利用事業に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術・利用技術）」

について

▶ 別表 2 2-(2)の解説を参照すること。

(4) 関連する類似業務等の実績

(省略)

● 「別表 2 3-(4)関連する類似業務等の実績」について

▶ 別表 2 3-(3)の解説を参照すること。

(5) その他特記事項

(省略)

(注) 低炭素水素等利用事業者が2以上の場合にあつては、欄を追加して当該事業者ごとに(1)～(5)を記載すること。

4 低炭素水素等の貯蔵等に関する説明

(1) 低炭素水素等の貯蔵等における想定リスクとその対策

(省略)

● 「別表 2 4 - (1)低炭素水素等の貯蔵等における想定リスクとその対策」について

▶ 別表 2 2-(1) の解説を参照すること。

(2) 低炭素水素等の貯蔵等に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

(省略)

● 「別表 2 4-(2)低炭素水素等の貯蔵等に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）」について

▶ 別表 2 2-(2)の解説を参照すること。

(3) 関連する類似業務等の実績

(省略)

● 「別表 2 4-(3)関連する類似業務等の実績」について

▶ 別表 2 3-(3)の解説を参照すること。

(4) その他特記事項

(省略)

(注) 「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第 7 条第 3 項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等を行う。以下同じ。

(注) 低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者がいる場合にあつては、(1)～(4)を記載すること。

(注) 低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者が 2 以上の場合にあつては、欄を追加して当該事業者ごとに(1)～(4)を記載すること。

5 環境適合性に関する説明

(1) 国内で排出される二酸化炭素の量の算定

本計画の実施による二酸化炭素の量の変化量は、 $-XX \text{ kg-CO}_2/\text{kg-NH}_3$ ($XX \text{ kg-CO}_2/\text{年}$)。
その内訳は下記のとおり。

【製造に伴う二酸化炭素の変化量】

(輸入の場合)

低炭素水素等の製造は、海外で行うため、製造に伴う二酸化炭素の排出量は計上しない。

(国内製造の場合)

製造による二酸化炭素の量の変化量は、 $+XX \text{ kg-CO}_2/\text{kg-NH}_3$ ($XX \text{ kg-CO}_2/\text{年}$)。(②-①)

① 低炭素水素等が代替する既存原燃料の製造に伴う二酸化炭素の排出量

低炭素水素等の製造は、海外で行うため、製造に伴う二酸化炭素の排出量は計上しない。

② 本計画に従って行う低炭素水素等の製造に伴う二酸化炭素の排出量

$XX \text{ kg-CO}_2/\text{kg-NH}_3$ ($XX \text{ kg-CO}_2/\text{年}$)

※ 詳細は 2 (2) 低炭素水素等の種類に記載のとおり。

【貯蔵等に伴う二酸化炭素の変化量】

国内での受入から利用事業者に到達するまでに排出される二酸化炭素の量の変化量は、 $+XX \text{ kg-CO}_2/\text{kg-NH}_3$ ($XX \text{ kg-CO}_2/\text{年}$)。(②-①)

① 低炭素水素等が代替する既存原燃料の貯蔵等に伴う二酸化炭素の排出量

$XX \text{ kg-CO}_2/\text{kg-NH}_3$ ($XX \text{ kg-CO}_2/\text{年}$)

※ 詳細は別添〇のとおり (石炭のローリー輸送、内航船による転送等含む)

② 本計画に従って行う低炭素水素等の貯蔵等に伴う二酸化炭素の排出量

$XX \text{ kg-CO}_2/\text{kg-NH}_3$ ($XX \text{ kg-CO}_2/\text{年}$)

※ 詳細は別添〇のとおり（アンモニアのローリー輸送、アンモニアクラッキング、内航船による転送等含む）。

【利用に伴う二酸化炭素の変化量】

利用による二酸化炭素の量の変化量は、 $-XX \text{ kg-CO}_2/\text{kg-NH}_3$ ($XX \text{ kg-CO}_2/\text{年}$)。(②-①)

① 低炭素水素等が代替する既存原燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出量

$XX \text{ kg-CO}_2/\text{kg-NH}_3$ ($XX \text{ kg-CO}_2/\text{年}$)

※ 詳細は別表 2 3-(1)に記載のとおり。

② 本計画に従って行う低炭素水素等の利用に伴う二酸化炭素の排出量

$XX \text{ kg-CO}_2/\text{kg-NH}_3$ ($XX \text{ kg-CO}_2/\text{年}$)

※ 詳細は別表 2 3-(1)に記載のとおり。

● 「別表 2 5(1)国内で排出される二酸化炭素の量の算定」について

- 計画の実施による二酸化炭素の量の変化量は、“【製造に伴う二酸化炭素の変化量 (②-①)】 + 【貯蔵等に伴う二酸化炭素の変化量 (②-①)】 + 【利用に伴う二酸化炭素の変化量 (②-①)】 “の値を記載すること。
- 変化量の値がプラス (+) となった場合は、国内での二酸化炭素の排出量が増加させるものとして、値がマイナス (-) となった場合は、国内での二酸化炭素の排出量を削減するものとして、それぞれ符号を付すこと。
- 国内で行われる事業領域（製造、貯蔵等、利用）ごとに排出される二酸化炭素の量を算定すること。
- 【製造に伴う二酸化炭素の変化量】については、「2 (2) 低炭素水素等の種類」を参照し、算定範囲外で排出される二酸化炭素の量がある場合は、その値も加えること。
- 【利用に伴う二酸化炭素の変化量】については、「別表 2 3-(1)低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明」を参照し、利用事業者各社の二酸化炭素の排出量の合計値を記載すること。

(2) 二酸化炭素の排出を削減するための取組

供給事業者である A 社 (SPC) の最大出資社である B 株式会社は XXXX 年 X 月に GX リーグに参画している。

● 「別表 2 5(2)二酸化炭素の排出を削減するための取組」について

- 当該欄には、助成金の交付を受けようとする事業者が GX リーグに加入する等、二酸化炭素の排出を削減するための取組を記載すること。
- 助成金の交付を受けようとする事業者が SPC 等の場合は、その最大出資社の取組を記載すること。

(3) その他特記事項

(省略)

6 事業の自立化に向けた取組及び事業の実施の効果に関する説明

(1) 低炭素水素等の供給コストの低減に向けた取組

(省略)

- 「別表 2 6-(1)低炭素水素等の供給コストの低減に向けた取組」について
 - ▶ 当該事業が支援終了後に自立すると見込まれることについて、貯蔵・輸送の観点も含めた供給コスト低減に向けた取組、将来の事業環境の見通し、利用事業者への販売金額の転嫁等の観点を踏まえ、政府による支援から自立するための工夫について説明すること。
 - ▶ 支援終了後の供給コスト については、原則として具体的な価格又は価格フォーミュラとして定量的に記載すること。また、申請者が支援終了時点で想定する資源価格やカーボンプライミング等の前提がある場合は、その内容を記載すること。
 - ▶ 支援終了後の継続した購入について、利用事業者との調整状況（購入する価格を想定している場合は、その価格及びコミットの程度）を記載すること。
 - ▶ 価格差に着目した支援の併用を希望している場合、価格差に着目した支援の支援終了後についての説明で構わない。
 - ▶ 「支援終了後に自立的な供給が可能となる水準にまで供給コストが低減すること。」及び「市場の将来を見据え、支援終了後に自立的な供給が可能となる水準にまで供給コストを低減させるための工夫その他の政府による支援から自立するための工夫がされていること。」の説明は本記入欄に記載すること。

(2) 事業の実施により得られた知見を活用して行う関連事業の方針

(省略)

- 「別表 2 6-(2) 事業の実施により得られた知見を活用して行う関連事業の方針」について
 - ▶ 支援対象となるプロジェクト以降の後続サプライチェーンの構築へとつながる事業の実施予定・見込を記載すること。

(3) 国内への経済波及効果や雇用創出などの規模

本事業のサプライチェーン全体で発生する国内の建設・設備投資額は〇億円（うち、投資済み金額〇億円、投資予定金額〇億円）（別添〇参照）を予定している。製造事業で〇人、利用事業で〇人、貯蔵等事業で〇人、計〇の雇用創出を見込む（別添〇参照）。国内の建設・設備投資額に含まれていない海外における国産の設備等の投資額は〇億円（別添〇参照）を想定している。

● 「別表 2 6-(3) 国内への経済波及効果や雇用創出などの規模」について

- ▶ 国内への投資や雇用創出等の規模その他の経済的な波及効果についての見通しを記載し、その根拠について説明すること。
- ▶ 上記経済波及効果を算出する際に使用した、本事業のサプライチェーン（供給、利用、貯蔵等のいずれも含む）を構築するために行う（もしくは既に行った）国内の建設投資及び設備投資に要する費用を以下の通りに Excel にまとめて提出すること。ただし、1 億円以上の費用に限る。
 - ▶ A 列：通し番号
 - ▶ B 列：事業者名
 - ▶ C 列：建設・設備内容※1
 - ▶ D 列：統合大分類※2
 - ▶ E 列：建設・設備投資金額（単位：百万円）

※1：建設・設備内容については水電解装置、パイプライン、貯蔵タンクなどの設備単位ごとの粒度で記載すること。なお、複数の統合大分類からなる設備の場合は、金額として最も多額な統合大分類を記入すること。

※2：統合大分類は、総務省が公表している最新の産業連関分析の部門分類表を参照して記載すること。

（作成例）

A 列	B 列	C 列	D 列	E 列(百万円)
1	(会社名を記入)	水電解装置	電気機械	(金額を記入)
2	(会社名を記入)	バッファタンク	鉄鋼	(金額を記入)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

- ▶ 「国内への経済的波及効果が大きく、拡張性があること。」「地域経済への貢献があること。」（必須の要件）、「地域の産業構造を踏まえた将来の道筋を示していること。」及び「具体的な地域経済への投資や雇用創出等の規模が示されていること。」の説明は本記入欄に記載すること。

(4) 法第 10 条第 1 号ロの措置を活用して整備する拠点の中長期的な発展の見通し

2035 年より、〇〇社が〇〇のため年間 XX t 水素利用を開始する予定。2030 年度までに整備する設備に加え、〇キロのパイプラインを敷設する予定。

2038 年より、〇〇社が〇〇の CO₂ を活用した合成燃料製造を開始する予定。これにより年間 XX t の水素利用を想定しており、〇キロのパイプラインを敷設する予定。

● 「別表 2 6-(4)法第 10 条第 1 号ロの措置を活用して整備する拠点の中長期的な発展の見通し」について

- ▶ 「周辺地域の低炭素水素等の潜在的需要の創出や、カーボンリサイクル・CCUS を含む新たな技術

を柔軟に取り込むことができる中長期的な見通しを持った拠点整備計画となっていること。」(必須の要件)、「周辺地域の低炭素水素等の需要の増加に応じて設備を拡張することができる用地が確保できる見込みがあること。」及び「地域間で低炭素水素等の供給及び利用に係る連携の可能性があること又は後発で低炭素水素等を供給若しくは利用しようとする地域に低炭素水素等の供給若しくは利用を展開する可能性があること」の説明は本記入欄に記載すること。

(5) その他特記事項

(省略)

(備考)

1. 機構による助成金の交付（法第10条第1号ロ関係）を希望する場合に記載すること。
2. 必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。